

その木、？ どこの木？

木材利用ポイント実施中

木材利用ポイント事業

7月1日より、いよいよ申請開始！

木材利用ポイントを
獲得する！

以下のようなポイント付与対象となる工事の実施又は対象製品の購入をし、所定の手続きにより申請すると、ポイントを獲得することができます。なお、ポイントの発行申請受付期間は平成26年7月31日までとなっています。

○木造住宅の新築・増築・購入
○内装・外装木質化

木材利用ポイント事務局(以下「事務局」)に登録された事業者が行う、スギ、ヒノキやカラマツ等の対象地域材利用などの要件を満たした工事が対象になります。約3万8千の業者が登録工事業者となっています。

○木材製品の購入

事務局に登録された木材製品が対象になります。家庭用

のテーブルやベッドなどのほか、オフィス用の収納棚など約550点が登録されています。

○木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入

事務局に登録された木質ペレットストーブ・薪ストーブが対象になります。600点が登録されています。

※登録工事業者や対象製品の数については、平成25年6月24日現在のものです。



※掲載写真はイメージです。

本年4月1日から始まった木材利用ポイント事業。これまで、木材利用ポイントの付与対象となる木造住宅等の工事業者や建築材料、木材製品等についての認定や交換商品等の承認等が行われてきました。これらの認定等が進み、いよいよ7月1日からポイントの発行及び商品等との交換申請がはじまりました。

※木材利用ポイント事業の詳細については、情報誌「林野」4月号及び木材利用ポイント事務局HPをご参照ください。



7月1日木材利用ポイント
申請受付スタート
その木、どこの木？

左から、乃木坂46のみなさん、沼田林野庁長官、加治屋農林水産副大臣、C.W.ニコルさん、乃木坂46のみなさん

ポイントと交換する！ 商品等と交換する！

獲得したポイントは、地域の農林水産品等や商品券等と交換できるほか、森林づくり・木づかい活動や被災地等に寄附することもできます。なお、交換申請受付期間は平成26年10月31日までとなっています。

○地域の農林水産品等

全国各地の米、野菜、肉、魚介類、果物、乳製品などの農林水産品、加工品等が交換対象です。

○山漁村地域における体験型旅行

トレッキング、そば打ち体験、しいたけ狩り体験など、各地の特色を活かした体験型旅行が交換対象です。

○森林づくり・木づかい

活動に対する寄附

○被災地に対する寄附

森林づくり活動等を行う団体や被災地の自治体等にポイントを寄附することができます。1ポイントから寄附することができ、商品等に交換した残ポイントを寄附に

充てることも可能です。

○商品券等

全国商品券やプリペイドカード、おこめ券やすし券などの農林水産品関連商品券と交換することもできます。

○即時交換

木材利用ポイントの付与対象となる工事と一体的に実施する、木材を使用した別の工事の代金にポイントを充当することができません。なお、即時交換については、他の交換とは異なるルール、手続きがありますので、詳しくは、事務局HPをご確認ください。

※ 全国商品券・プリペイドカードへの交換、即時交換を行う場合、付与されたポイントの50%が上限となります。



※掲載写真はイメージです。

ポイントの付与対象製品、交換商品、申請窓口などの詳細は、こちらをチェック！ <http://mokuzaai-points.jp/>

お問い合わせ

■コールセンター 0570-666-799 ナビダイヤル(有料)

※IP電話等からご利用の場合 03-6701-3270(有料) 受付時間 9:00~17:00(土日祝含む)

※ポイントの発行額が予算額に達した場合は、申請期限内であっても、ポイントの発行は終了します。

C.W.ニコルさんと乃木坂46のみなさんがPR大使に！

7月1日に木材利用ポイント開始イベントを開催

平成25年7月1日、東京ミッドタウンにおいて、木材利用ポイント開始イベントが開催され、C.W.ニコルさんと乃木坂46のみなさんが、木材利用ポイントのPR大使に任命されました。いよいよポイント申請が開始されることを受け開催されたイベントでは、加治屋農林水産副大臣から、PR大使に任命状が渡された後、沼田林野庁長官と、PR大使によるトークショーが開催され、木材利用ポイントの内容や、木材利用の魅力などについて語られました。



木材利用ポイント事業について説明する末松林政部長



加治屋農林水産副大臣から任命状を受け取る乃木坂46のみなさん